

[お願い]

新型コロナウイルスの感染拡大による医療ひっ迫を回避し、 県民が必要な医療を受けられる体制を守るために

令和6年8月7日 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策調整本部

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）は、例年、夏と冬に感染の波が生じています。この夏も全国的に感染が拡大しており、本県においても、6月初旬以降、感染者数が増加し始め、特に7月に入ってから急増しています。

8月に入ってから依然として高い水準に止まっており、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」によれば、1医療機関あたり感染者数（1週間合計）は、10.1（8/6時点）を記録し、5類移行前の「感染警戒期（レベル2）」に相当する「10」を超えています。

「感染警戒期」では、これまで、「外来対応医療機関の患者数が急増し、負荷が高まり続ける」、「救急外来の受診者数が増加する」、「医療従事者の欠勤数が上昇する」といった影響がみられてきましたが、今回も、既に一部の医療機関において、新型コロナの入院患者の受入れが集中する等、通常医療への影響が表れつつあります。

新型コロナは、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、本年3月までに、入院措置を原則とした行政の関与を前提とする限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しました。

しかしながら、目下の状況を鑑み、医療や福祉の現場を担う皆さまには、改めて、それぞれの地域における各自の役割を確認した上で、行政・医療機関・福祉施設が一緒になって、新型コロナの感染拡大による医療ひっ迫を回避し、県民が必要な医療を受けられる体制を守るため、ご協力をお願いいたします。

[1医療機関あたりの感染者数（1週間合計）]

	6/26~7/2	7/3~7/9	7/10~7/16	7/17~7/23	7/24~7/30	7/31~8/6
全県合計	3.4	5.9	8.1	11.9	11.7	10.1
岐 阜	3.2	5.0	6.8	10.2	10.5	8.5
西 濃	4.2	7.0	9.9	15.7	14.6	13.1
中 濃	4.6	7.0	11.1	16.0	15.2	14.2
東 濃	3.2	6.7	7.9	11.9	11.8	10.0
飛 騨	1.9	5.1	6.4	7.0	6.0	6.0

1 行政における対応

(1) 県民に向けた周知・啓発

- ・ 県民向けメッセージ等により、「基本的な感染対策の徹底」、「かかりつけ医の受診」、「手持ちの検査キットによる検査」、「#7119の利用」を呼び掛け

[県感染症対策推進課、県医療整備課]

(2) 関係機関間の情報共有

- ・ 「福祉施設におけるクラスターの発生状況」、「救急搬送事例（搬送困難事例、転院搬送を含む）」、「#7119の利用実績」等を関係機関間で共有

[県感染症対策推進課、県医療整備課]

(3) 新型コロナ患者の受入れ状況等の把握

- ・ 1医療機関あたりの感染者数が「10」を超えた圏域の医療機関に対し、毎週、入院者数、救急搬送受入状況、転院搬送（上り搬送、下り搬送）状況等を調査し、その結果を関係機関間で共有

[県感染症対策推進課]

(4) 地域における各機関の役割分担の確認

- ・ 地域の実情に応じて、保健所において、(2)や(3)で得た情報を踏まえ、管内の医療機関の役割分担の状況を確認し、消防等の関係機関とも共有

[各保健所]

(5) 福祉施設における感染対策への支援

- ・ 感染対策についての動画等を改めて周知するほか、必要に応じ専門家による指導（主にリモート）を実施

[県高齢福祉課、県障害福祉課]

2 医療機関へのお願い

(1) 幅広い医療機関における新型コロナへの対応

- ・ 幅広い医療機関において、外来診療や入院患者の受入れ、自宅療養者等への医療提供に対応できるよう、適切な準備や体制の構築を進めてください。

(2) 院内感染対策の徹底

- ・ 「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第10.1版 (p59~64)」等を適宜活用し、手指衛生の徹底、適切な个人防护具の着用、ゾーニングや室内換気等を徹底してください。
- ・ 10名以上の院内感染による感染者が発生した場合等には、所管の保健所へ報告をお願いします。

(3) 福祉施設との連携強化

- ・ 福祉施設から協力医療機関としての連携の求めがあった場合には、趣旨をご理解の上、協議に応じていただくようお願いいたします。

(4) 地域における役割分担の確認

- ・ 保健所の調整の下、地域の実情に応じて、新型コロナ対応や医療措置協定の内容等を踏まえ、医療機関における以下の役割分担の状況を確認してください。

- ① 症状悪化の際の転院（いわゆる上り搬送）を担う医療機関
- ② 症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）を担う医療機関
- ③ 特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）の受入れを担う医療機関
- ④ 自宅療養者や施設内療養者に医療を提供する医療機関 等

3 福祉施設へのお願い

(1) 基本的な感染対策の徹底

- ・ 定期的な換気、こまめな手指消毒や支援の場面に応じた適切なマスクの着用等、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

(2) 職員の体調管理の徹底及び利用者の感染の早期発見・対応

- ・ 職員が体調不良の場合には、速やかに医療機関を受診し、検査を受けることを勧奨する等、職員の体調管理を徹底するとともに、感染が疑われる利用者がある場合には、速やかな協力医療機関等への受診、検査の実施等、適切な対応をお願いいたします。
- ・ 10名以上の施設内感染による感染者が発生した場合等には、初動マニュアルに基づく関係機関への報告をお願いいたします。

(3) 協力医療機関等との連携体制の再確認

- ・ 電話等による相談、施設への往診の対応、入院の要否の判断や入院調整の実施等、医療機関等との連携体制を再確認し、必要な対応をお願いいたします。
- ・ 症状が軽快し、退院が可能となった場合には、協力医療機関等と連携の上、速やかに施設に戻るよう対応をお願いいたします。

(4) 感染発生時に備えた対策の徹底

- ・ 県が公開している感染対策についての動画等のほか、県が実施する専門家による指導等を活用し、感染発生時の対応手順を再確認の上、万が一感染者が発生した場合には適切に対処いただくようお願いいたします。